

## V 生活環境班

- 1 食品衛生
- 2 乳肉衛生
- 3 狂犬病予防及び動物愛護管理
- 4 生活衛生
- 5 医事・薬事
- 6 環境整備
- 7 環境保全

# 生活環境班概要

生活環境班の業務は、食品衛生、乳肉衛生、狂犬病予防及び動物愛護管理、生活衛生、医事・薬事、環境整備及び環境保全の7つの分野に大きく分けられる。

## 1 食品衛生

食品衛生の業務では、食品の営業施設の許認可業務や監視指導、食品の収去検査、集団給食施設等に対する監視指導等を行い、食の安全の確保に努めている。また、食中毒未然防止のための食品取扱事業者に対する講習会を定期的開催するとともに、食中毒発生時には速やかな原因究明を行う等、食中毒予防とその拡大防止に努めている。

## 2 乳肉衛生

乳肉衛生の業務では、と畜場に搬入された獣畜のと畜検査、と畜場が実施するHACCPの外部検証、と畜場および食肉処理業者への監視指導を行い、安全な食肉の提供に努めている。また、認定小規模食鳥処理場の監視指導も行っている。

## 3 狂犬病予防及び動物愛護管理

狂犬病予防法に基づく徘徊犬の捕獲や飼い主への適正飼養管理の指導、動物愛護管理法に基づく犬猫等の引取りや負傷動物の保護、捕獲犬の返還や引取り犬猫等の譲渡等を行っている。また、動物取扱業者の登録等の事務も行っている。

## 4 生活衛生

生活衛生の業務では、生活衛生関係営業施設（旅館、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、興行場、住宅宿泊事業等）の許認可又は届出及び監視指導、建築物衛生法に基づく清掃業者等の登録申請審査事務、ハブクラゲ等海洋危険生物による被害防止の普及啓発を行っている。

## 5 医事・薬事

医事・薬事の業務では、病院や薬局の開設に伴う許認可業務や、病院等の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査、薬局等での薬剤等の管理・販売に関する監視指導、毒物劇物営業者に対する監視指導をとおして住民の健康保持に努めるとともに、献血事業の普及啓発及び推進、沖縄県薬物乱用防止協会宮古支部の指導育成を行っている。

## 6 環境整備

環境整備の業務では、産業廃棄物処理業に係る許可申請審査事務及び処理業者への監視指導や廃棄物の適正処理指導、不法投棄パトロール、自動車リサイクル法に基づく引取業者等の登録審査事務及び業者への監視指導、浄化槽法に基づく浄化槽の設置届出審査事務や維持管理に関する指導、設置者に対する講習会の開催、浄化槽保守点検業者等に対する監視指導等を行っている。

## 7 環境保全

環境保全の業務では、公共用水域の水質調査、水質汚濁防止法特定施設の立入検査及び排水の水質検査、各種環境関係法令（大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法、フロン排出抑制法、土壌汚染対策法等）に基づく各種届出書等の審査や関連施設への立入検査、赤土等流出防止条例に基づく事業現場へのパトロール等を実施し、環境の保全に努めている。

## 生活環境班に関する月間・週間事業

行 事 名	実施期間	実 施 内 容	対象者・参加者
不正大麻・けし撲滅運動	R6. 4. 1 ～5. 31	・ポスター・啓発資材の配布 ・保健所にてポスター、横断幕の掲示 ・講習会の実施	一般県民 薬物乱用防止指導員
食品表示一斉取締り	R6. 5. 1 ～5. 31 R6. 10. 1 ～10. 31	・管内流通食品の食品表示に係る監視 ・適正な食品表示の指導	食品等事業者
ごみ不法投棄等 県下一斉パトロール	R6. 6. 6	・不法投棄防止に係る普及啓発 ・関係機関合同での不法投棄パトロール	一般県民 関係機関：市村、 警察署、消防署等
沖縄県環境月間	R6. 6. 1 ～6. 30	・ポスター掲示による県民への啓発	一般県民及び 対象業者
農薬危害防止運動月間	R6. 6. 1 ～8. 31	・毒物劇物農薬用品目販売業施設への立入調査を 行い、適正な保管管理等について指導	毒物劇物農薬用品目 販売業者
「ダメ。ゼッタイ。」普 及運動（薬物乱用防止活 動）	R6. 6. 20 ～7. 19	・啓発資材の配布及び国連支援募金活動を実施 （サンエー宮古島シティ） ・保健所でポスター、横断幕の掲示	一般県民
食品、添加物等の夏期一 斉取締り	R6. 7. 1 ～8. 30	・食品取扱施設への監視指導 ・適正な食品表示の指導 ・食品衛生講習会の実施	食品取扱事業者等
「愛の血液助け合い運 動」月間	R6. 7. 1 ～7. 31	・保健所にてポスター、横断幕の掲示	一般県民
食品衛生月間	R6. 8. 1 ～8. 31	・横断幕の掲示（宮古保健所） ・パネルの展示、パンフレット等の配布（宮古島 市役所） ・食品取扱施設への監視指導 ・適正な食品表示の指導 ・食品衛生講習会の実施 ・食品衛生月間キャンペーン（サンエーショッピ ングタウン宮古食品館・衣料館前）	一般県民 食品取扱事業者等
食肉衛生月間	R6. 8. 1 ～8. 31	・のぼりの設置（食肉センター） ・月間看板設置（食肉センター） ・畜産農家、食肉関連事業者への保存基準、許可 に関するチラシ配布（食肉センター）	一般県民 食肉関連事業者等
動物愛護週間	R6. 9. 20 ～9. 26	・動物愛護図画コンクール宮古地区優秀作品展示 （市役所） ・動物愛護週間ポスター等展示（市役所、保健 所） ・動物愛護街頭キャンペーン（サンエーショッピ ングタウン宮古食品館・衣料館前）	一般県民
「浄化槽の日」における 普及啓発事業	R6. 9. 28	・ポスター掲示による県民への啓発 ・啓発資材の配布	一般県民
麻薬・覚醒剤・大麻乱用 防止運動	R6. 10. 1 ～11. 30	・保健所にてポスター、横断幕の掲示 ・宮古の産業まつり会場にて啓発資材の配布	一般県民
薬と健康の週間	R6. 10. 17 ～10. 23	・保健所にてポスター、横断幕の掲示 ・啓発資材の配布（サンエー宮古島シティ）	一般県民
食品、添加物等の年末一 斉取締り	R6. 12. 2 ～12. 27	・食品取扱施設への監視指導 ・適正な食品表示の指導 ・食品衛生講習会の実施	食品取扱事業者等
「はたちの献血」キャン ペーン	R7. 1. 1 ～2. 28	・保健所にてポスター、横断幕の掲示	一般県民

# 1 食品衛生

## (1) 食品関係営業施設

飲食店や食品製造業等を営業する場合、食品衛生法に基づく県知事の許可が必要である。令和3年6月1日から改正食品衛生法が施行され、許可を要する業種が34業種から32業種に改められた。また、許可が不要な場合でも、原則として届出を要することとなった。

改正に伴い、「水産製品製造業」「漬物製造業」等が許可を要する業種として新たに追加された一方、これまで許可を要していた「魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）」「食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）」「乳類販売業」「冰雪販売業」等は、届出のみで営業することが可能となった。また、法改正前の「食品の冷凍又は冷蔵業」や「ソース類製造業」のように、営業内容によって新たに定められた許可を要する場合と届出のみで営業できる場合に分かれる等、業種が大きく再編されている。

令和6年度末現在、管内では2,633施設が営業許可を有している。市村別では、固定施設（2,367施設）のうち98.1%（2,322施設）が宮古島市に集中している（表1）。

令和6年度には、管内で554施設が許可を取得した。法改正後に初めてなされる営業許可申請は、法律上、全て「新規」申請として取り扱うこととなっているが、実質的な内訳は「新規」申請が68.2%（378施設）、「継続」申請が31.8%（176施設）であった（表1）。

令和6年度末時点の営業許可施設数は前年度と比べ40施設増加している。営業許可施設全体に占める飲食店営業の割合は68.6%（1,807施設）と最も高く、近年の推移を見ても飲食店営業の施設数は年々増加傾向にある（表2）。なお、飲食店営業のうち、7.7%（140施設）がイベント出店（屋台）できる簡易営業・臨時営業であり、5.2%（94施設）が自動車営業である（表1）。

一方、令和6年度末現在、営業を届け出た施設は753施設あった（表3）。許可申請があった際に原則として監視指導を行う営業許可施設とは異なり、営業届出施設の監視指導は必要に応じて行っている。

表 1 食品衛生関係営業許可施設数及び監視指導状況

令和 6 年度末現在

	業種	許可を有する施設数					令和 6 年度に許可を得た施設数			令和 6 年度に廃業した施設数	令和 6 年度に延べ施設数	令和 6 年度監視指導
		宮古島市内	多良間村内	宮古保健所 ※ 1	沖縄県全域 ※ 2	合計 ※ 3	※ 4 実質新規	※ 5 実質継続	合計			
法改正後も引き続き許可を要する業種	飲食店営業	1,554	19	140	94	1,807	286	105	391	200	747	
	食肉販売業	65	3	—	—	68	4	4	8	3	7	
	魚介類販売業	70	4	—	—	74	5	6	11	19	14	
	魚介類競り売り営業	1	0	—	—	1	0	0	0	0	0	
	集乳業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	乳処理業	1	0	—	—	1	0	0	0	0	0	
	特別牛乳搾取処理業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	食肉処理業	2	0	—	—	2	1	0	1	0	3	
	食品の放射線照射業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	菓子製造業	238	6	1	6	251	34	23	57	43	81	
	アイスクリーム類製造業	22	0	0	3	25	2	1	3	6	11	
	乳製品製造業	4	0	—	—	4	0	0	0	0	0	
	清涼飲料水製造業	20	2	—	—	22	4	2	6	6	9	
	食肉製品製造業	2	0	—	—	2	0	0	0	0	0	
	氷雪製造業	7	2	—	—	9	0	2	2	3	3	
	食用油脂製造業	1	0	—	—	1	0	0	0	0	0	
	酒類製造業	11	0	—	—	11	1	1	2	0	3	
	豆腐製造業	8	1	—	—	9	0	2	2	1	2	
	納豆製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	麺類製造業	11	0	—	—	11	0	0	0	0	2	
そうざい製造業	222	2	—	—	224	25	24	49	22	72		
添加物製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0		
追加された業種	調理の機能を有する自動販売機	2	0	—	—	2	0	0	0	0	0	
	水産製品製造業	15	1	—	—	16	6	0	6	0	8	
	液卵製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	みそ又はしょうゆ製造業	6	0	—	—	6	0	2	2	0	3	
	複合型そうざい製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	冷凍食品製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	複合型冷凍食品製造業	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	
	漬物製造業	9	3	—	—	12	0	4	4	0	4	
	密封包装食品製造業	25	1	—	—	26	9	0	9	1	16	
	食品の小分け業	2	0	—	—	2	1	0	1	0	1	
削除された業種	魚肉練り製品製造業	0	1	—	—	1	—	—	—	1	0	
	喫茶店営業	12	0	2	20	34	—	—	—	27	15	
	缶詰又は瓶詰食品製造業	0	0	—	—	0	—	—	—	0	0	
	食品の冷凍又は冷蔵業	2	0	—	—	2	—	—	—	1	0	
	あん類製造業	0	0	—	—	0	—	—	—	0	0	
	乳酸菌飲料製造業	0	0	—	—	0	—	—	—	0	0	
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	—	—	0	—	—	—	0	0	
	みそ製造業	5	0	—	—	5	—	—	—	0	0	
	醤油製造業	0	0	—	—	0	—	—	—	1	0	
ソース類製造業	5	0	—	—	5	—	—	—	2	0		
合計	2,322	45	143	123	2,633	378	176	554	336	1,001		

- ※ 1 簡易営業・臨時営業の施設。宮古保健所管内（宮古島市・多良間村）で営業可能。
- ※ 2 宮古保健所で許可を得た自動車営業の施設。沖縄県全域で営業可能。
- ※ 3 宮古保健所で許可を得た自動車営業の施設を含む。
- ※ 4 法律上の取扱いも、実質的にも新規の施設。
- ※ 5 法律上の取扱いは新規であるが、実質的には法改正前からの営業を継続する施設。

表2 食品衛生関係営業許可施設数の年度推移

	業種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法改正後も引き続き許可を要する業種	飲食店営業	1,507	1,534	1,592	1,725	1,807
	食肉販売業	121	63	61	68	68
	魚介類販売業	144	95	87	87	74
	魚介類競り売り営業	1	1	1	1	1
	集乳業	0	0	0	0	0
	乳処理業	1	0	0	1	1
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	食肉処理業	2	1	1	1	2
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	菓子製造業	251	252	243	261	251
	アイスクリーム類製造業	45	42	32	29	25
	乳製品製造業	3	4	4	4	4
	清涼飲料水製造業	27	26	26	24	22
	食肉製品製造業	2	2	2	2	2
	氷雪製造業	13	12	12	12	9
	食用油脂製造業	1	1	1	1	1
	酒類製造業	10	10	10	10	11
	豆腐製造業	10	10	10	10	9
	納豆製造業	0	0	0	0	0
	麺類製造業	8	10	10	11	11
そうざい製造業	192	205	205	219	224	
添加物製造業	0	0	0	0	0	
追加された業種	調理の機能を有する自動販売機	—	1	2	2	2
	水産製品製造業	—	4	6	10	16
	液卵製造業	—	0	0	0	0
	みそ又はしょうゆ製造業	—	1	3	4	6
	複合型そうざい製造業	—	0	0	0	0
	冷凍食品製造業	—	0	0	0	0
	複合型冷凍食品製造業	—	0	0	0	0
	漬物製造業	—	1	2	8	12
	密封包装食品製造業	—	3	6	18	26
	食品の小分け業	—	1	1	1	2
法改正で削除された業種	魚肉練り製品製造業	7	5	3	2	1
	喫茶店営業	159	145	115	63	34
	缶詰又は瓶詰食品製造業	2	0	0	0	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	10	6	6	3	2
	あん類製造業	0	0	0	0	0
	乳類販売業	80	—	—	—	—
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
	みそ製造業	12	10	9	8	5
	醤油製造業	2	2	1	1	0
	ソース類製造業	16	11	7	7	5
	氷雪販売業	0	—	—	—	—
合計	2,626	2,458	2,458	2,593	2,633	

表3 食品衛生関係営業届出施設数及び監視指導状況

令和6年度末現在

区分	業種	施設数	令和6年度 監視指導 延べ施設数
旧許可業種 であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	58	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	73	16
	乳類販売業	79	0
	氷雪販売業	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	29	0
販売業	弁当販売業	8	0
	野菜果物販売業	18	0
	米穀類販売業	4	0
	通信販売・訪問販売による販売業	2	0
	コンビニエンスストア	50	0
	百貨店、総合スーパー	14	0
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	34	0
	その他の食料・飲料販売業	44	2
製造・加工業	添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	17	0
	農産保存食料品製造・加工業	21	0
	調味料製造・加工業	32	0
	糖類製造・加工業	4	0
	精穀・製粉業	4	0
	製茶業	8	0
	海藻製造・加工業	14	0
	卵選別包装業	2	0
	その他の食料品製造・加工業	149	19
上記以外 のもの ※	行商	4	0
	集団給食施設	82	18
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	0
	その他	2	0
合計		753	55

※改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。

## (2) 食中毒の発生状況

管内では過去5年間で9件の食中毒が発生している。特に、カンピロバクター属菌を原因物質とする食中毒が多い。令和6年度は、動物性自然毒（シガトキシン）、細菌（ウエルシュ菌）、ウイルス（ノロウイルス）を原因物質とする食中毒が発生した（表4）。

今後も、食品取扱事業者及び消費者に対する食品の衛生管理指導と食中毒事故未然防止に係る普及啓発が必要である。

表4 管内食中毒の発生状況（過去5年分）

令和6年度末現在

発生年月日	発症場所	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
R 2.10.10	宮古島市	23	9	飲食店で調理された弁当	サルモネラ属菌	飲食店（食堂）
R 3.12.6	宮古島市	1	1	生の鶏レバー	カンピロバクター属菌	家庭
R 3.12.23	宮古島市	5	2	飲食店で提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店（居酒屋）
R 4.10.17	宮古島市	74	4	飲食店で調理された弁当	黄色ブドウ球菌	飲食店（レストラン）
R 5.4.27	宮古島市	3	3	飲食店で提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店（居酒屋）
R 6.2.14	宮古島市	4	2	飲食店で提供された食事	ノロウイルス	飲食店（居酒屋）
R 6.10.7	宮古島市	2	2	オオアオノメアラ	シガトキシン	家庭
R 7.2.6	宮古島市	80	56	沖縄そば及び三枚肉（推定）	エンテロトキシン産生ウエルシュ菌	その他
R 7.3.1	宮古島市	25	7	原因施設で提供された給食	ノロウイルス	集団給食施設

### (3) 食中毒予防対策

#### ア 食品衛生講習会

営業許可取得者を中心とした食品取扱事業者に対し、食中毒やHACCPに沿った衛生管理に関する講習会を実施している。令和6年度は合計16回の開催で延べ300名が受講した（表5）。

表5 食品衛生講習会の実施状況

令和6年度

月日	参加人数	場 所	月日	参加人数	場 所
4/19	30	保健所 大会議室	5/17	20	保健所 大会議室
6/7	21	保健所 大会議室	6/21	30	保健所 大会議室
7/11	26	保健所 大会議室	7/26	19	保健所 大会議室
8/13	14	保健所 大会議室	9/6	6	保健所 大会議室
10/3	9	保健所 大会議室	10/25	19	保健所 大会議室
11/15	17	保健所 大会議室	12/6	14	保健所 大会議室
1/10	10	保健所 大会議室	1/24	19	保健所 大会議室
2/21	25	保健所 大会議室	3/24	21	保健所 大会議室

イ 食品収去及び監視指導

「令和6年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に沿って、管内の弁当製造施設等から食品を収去し、試験検査を実施した。検査の結果、指針値違反など「要改善」に該当する不良検体は無かった。また、食中毒疑い事案の発生時には必要に応じて食品等を収去し、検査を実施している。

表6 食品収去試験検査件数

令和6年度

	収去したものの (実数)	不良検体数	不良理由(延数)							暫定的 規制値の 定められて いるものの 試験した 収去検体数 (実数)
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	動物用 医薬品 残留	その他	
魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 ※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肉卵類及びその加工品 ※	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳類加工品(アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
穀類及びその加工品 ※	0	0	—	0	0	0	0	0	0	
野菜類・果物及びその加工品	0	0	—	0	0	0	0	0	0	
菓子類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
酒精飲料	0	0	—	0	0	0	0	0	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	0	0	—	0	0	0	0	0	0	
その他の食品	18	0	0	0	0	0	0	0	0	
添加物及びその製剤	0	0	—	0	—	0	—	—	0	
器具及び容器包装	0	0	—	—	—	0	—	—	0	
おもちゃ	0	0	—	—	—	0	—	—	0	
合計	29	0	0	0	0	0	0	0	0	

※かん詰・びん詰を除く。

## 2 乳肉衛生

### (1) BSE対策

牛海綿状脳症（BSE）対策は、平成13年10月18日から全国一斉に牛のBSEスクリーニング検査が開始され、平成17年から12ヶ月齢以上のめん羊・山羊も対象（県としては全頭検査を推奨）に実施されてきた。対策開始から10年以上が経過し、国内外のBSEリスクが低下していることを踏まえ、めん羊・山羊については平成28年6月1日から、牛については平成29年4月1日から、生体検査で異常を認めた場合を除きスクリーニング検査が廃止となり、令和元年度以降、管内での検査実績は無い。

特定危険部位（SRM）の範囲は、牛では全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接合部分から2m）ならびに30ヶ月齢超の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く）、脊髄及び脊柱、めん羊・山羊では全月齢の脾臓及び回腸ならびに12ヶ月齢超の頭部（舌、頬肉及び皮を除く）及び脊髄となっており、SRMの除去等から廃棄までの管理については今後も引き続き実施されることから、と畜業者に対し、指導を徹底して行っているところである。

### (2) 食肉の衛生

平成8年の腸管出血性大腸菌による大規模食中毒の発生以来、消費者の「食」に対する安全・安心の意識は向上しており、と畜場法施行令及び同法施行規則についても大幅な改正が行われた。また、平成14年4月1日より、と畜場における構造設備基準及びと畜処理の衛生管理基準の強化を図るとともに、枝肉の汚染防止対策として枝肉の細菌汚染調査を行い、実態を把握することにより安全で衛生的な食肉の供給に努めている。

さらに、令和2年6月には改正と畜場法が完全施行され、と畜場へのHACCPに基づく衛生管理の導入が義務化された。そのため、と畜業者に対し従来の衛生指導に加えて、HACCPの適正な運用について外部検証を行い、その結果に基づいて指導及び助言を行っているところである。

月別のと殺頭数は、例年各畜種とも年末に多くなる傾向が認められていたが、令和6年度はその傾向がみられず、各月の大きな変動もみられなかった（表1）。

表1 月別と畜場内と殺頭数（令和6年度）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
牛	頭数(頭)	29	25	33	25	21	26	35	37	32	29	30	30	352
	枝肉量(kg)	11,240.5	9,669.0	13,418.5	10,339.5	8,770.0	10,247.0	12,533.5	13,147.5	12,224.0	10,760.5	11,173.0	12,249.0	135,772.0
とく*	頭数(頭)	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	枝肉量(kg)	0.0	0.0	108.0	0.0	0.0	0.0	175.0	41.5	0.0	0.0	0.0	0.0	324.5
馬	頭数(頭)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	枝肉量(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	142.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	142.5
豚	頭数(頭)	40	41	38	34	38	53	49	46	50	32	38	36	495
	枝肉量(kg)	3,449.0	3,580.0	3,264.0	2,886.0	3,050.0	4,087.0	4,009.5	3,838.0	4,180.5	2,832.0	3,308.0	3,060.5	41,544.5
山羊	頭数(頭)	47	53	41	35	48	45	49	44	45	32	33	26	498
	枝肉量(kg)	1,032.5	1,255.5	882.5	794.0	1,066.0	1,081.5	1,059.0	968.0	919.5	663.5	667.5	608.0	10,997.5

\* とく：生後12月未満の牛

と畜検査に基づく処分状況について、と殺禁止処分は無かった。全部廃棄処分については、牛で「牛伝染性リンパ腫」（表2では、その他の「その他」に計上）によるものが3頭あったが、他の畜種では無かった。近年、県内では本疾病の届出数が増えており、管内と畜場でも同様の傾向がみられた。一部廃棄処分については、各獣畜とも「炎症又は炎症産物による汚染」が最も多かったが、他では山羊で「寄生虫（腭蛭）」（表2では、寄生虫の「その他」に計上）が多かった（表2）。

表2 と畜検査に基づく処分（令和6年度）

（単位：頭）

獣畜	検査頭数	処分内容	処分頭数 実頭数	処 分 原 因													合計		
				細菌		ウイルス・リケッチア病	原虫	寄生虫		その他									
				豚丹毒	放線菌病	豚熱	その他	トキソプラズマ病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍		炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮
牛	358*	と畜禁止	0																0
		全部廃棄	3																3
		一部廃棄	348						23					12	2	301	79	756	1173
とく	3	と畜禁止	0																0
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	3						1							3		8	12
馬	1	と畜禁止	0																0
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	1						1									1	2
豚	495	と畜禁止	0																0
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	454						4					1	2	282	3	700	992
山羊	498	と畜禁止	0																0
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	408						53					14		162	8	479	716

\*牛のと畜検査頭数には、生体検査のみ実施し、と殺は実施しなかった6頭を含む

と畜検査実績の過去10年間の年度別推移をみると、牛については、令和元年度以降は250頭前後で推移していたが、令和6年度は358頭で、前年度より94頭増加した。豚については、600頭前後で推移していたが、令和6年度は495頭で、前年度より90頭減少し過去最少となった。この要因としては、管内で飼養頭数の多い農家の廃業や規模縮小等が考えられた。山羊については、令和3年度から増加傾向にあったが、令和5年度からは減少し、令和6年度は498頭で、前年度と比べやや減少した。（表3）。

表3 年度別と畜検査実績

(単位:頭)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛	82	212	324	335	258	273	218	255	264	358
とく	5	3	3	1	1	2	4	0	0	3
馬	1	1	0	5	2	1	0	0	2	1
豚	618	543	580	642	574	561	624	582	585	495
山羊	480	349	398	316	317	348	447	600	510	498

## (3) 乳及び乳製品の衛生

管内の乳処理施設は、平成29年をもって全て休止し、令和3年度中には許可を有する施設がなくなっていた。令和5年度中に許可を有する施設が1件申請されたが、小規模のため乳処理量は0キロリットル(0.5キロリットル未満)となっている(表4)。当該施設については、令和7年度以降に乳の収去検査を行う予定である。

表4 乳処理量の年度別推移

(単位:キロリットル)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛乳	0	0	0	0	0	0
加工乳	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

## (4) 食鳥肉の衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく管内の認定小規模食鳥処理業者(年間処理羽数30万羽以下)は、令和3年度に1施設が廃業し、現在2施設(うち1施設は休止中)となっている。令和6年度は唯一の稼働施設が食鳥処理を実施しなかったため、確認状況報告の羽数は0となっている(表5)。

表5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第5項の規定による確認状況報告(令和6年度)

(単位:羽)

種類		ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥
確認羽数		0	0	0	0
異常の有無の確認	生体の状況	廃棄	0	0	0
	体表の状況	全部廃棄	0	0	0
		一部廃棄	0	0	0
	体壁の内側面の状況	廃棄	0	0	0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	0	0	0
		内臓全部廃棄	0	0	0
廃棄羽数の合計		全部廃棄	0	0	0
		一部廃棄	0	0	0

### 3 狂犬病予防及び動物愛護管理

#### (1) 狂犬病予防

狂犬病は、犬だけでなく人を含めた全ての哺乳類に感染し、発症すると悲惨な神経症状を示してほぼ100%死に至る非常に危険なウイルス性の動物由来感染症である。日本国内の犬における狂犬病の発生は、昭和31年以降確認されていない。撲滅した背景として、昭和25年に施行された狂犬病予防法により生後91日以上飼育犬登録、年一回のワクチン接種の義務化及び、徹底した犬の係留や野犬の捕獲などが挙げられる。しかし沖縄県と地理的に近いアジア地域では、今なお狂犬病が発生し年間数万人の死者が確認されている。また、平成25年7月には狂犬病の清浄地域であった台湾において狂犬病が発生しており、狂犬病の再興が懸念される状況である。

令和6年度の管内の犬の新規登録数は255頭、登録頭数は2,855頭で、昨年度より70頭増加した(表1、2)。また、犬の予防注射頭数及び接種率は1,732頭、60.7%で、宮古管内の接種率は年々増加傾向にあったが、令和6年度は前年度(62.6%)より若干減少した(表3)。

表1 市村別 犬の新規登録頭数 (単位:頭)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古島市	354	386	287	305	247
多良間村	9	5	12	11	8
合計	363	391	299	316	255

表2 市村別 犬の登録頭数 (単位:頭)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古島市	3,034	3,001	2,693	2,714	2,794
多良間村	79	77	76	71	61
合計	3,113	3,078	2,769	2,785	2,855

表3 市村別 犬の予防注射頭数及び接種率 (単位:頭 括弧内単位:%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古島市	1,598(52.7)	1,824(60.8)	1,668(61.9)	1,684(62.0)	1,681(60.2)
多良間村	63(79.7)	62(80.5)	64(84.2)	59(83.1)	51(83.6)
合計	1,661(53.4)	1,886(61.3)	1,732(62.5)	1,743(62.6)	1,732(60.7)

令和6年度の犬による咬傷事故届出件数は2件であった。これまで当所では、咬傷事故の大半を被咬傷者が受診した医療機関からの情報提供により探知していたが、令和5年度の途中で情報提供が休止となった。医療機関を通じて探知する機会が減少したことが、届出件数が大幅に減少した要因と考えられた(表4)。

表4 犬の咬傷事故届出件数 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	35	25	29	13	2

令和6年度、管内では狂犬病予防法に違反する徘徊犬を100頭捕獲した。これらはいずれも犬鑑札及び狂犬病予防注射済票が装着されていなかったため、狂犬病予防法に基づく違法犬として捕獲・抑留したものである（表5、6）。

捕獲された違法犬のうち、飼い主から返還を求められた犬は21頭であった。返還時には、狂犬病予防法および動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」）などの関係法規を遵守し、適正に飼養管理するよう飼い主に指導を行っている。

抑留期間中に飼い主からの返還申請がなされない場合、新たな飼い主へ譲渡を行うことがあり、捕獲された犬のうち79頭を当所に登録されているボランティア団体及び個人に譲渡した。なお、県動物愛護管理センターに移送した犬は0頭だった。

表5 違法犬の捕獲頭数 (単位：頭)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲		150	128	122	101	100
内 訳	返還	34	39	32	26	21
	譲渡	114	90	87	68	79
	舎内死亡	2	1	0	3	1
	移送	0	0	0	0	0

※ 前年度持ち越しおよび翌期処理があるため、合計数は必ずしも一致しない。

表6 市村別 違法犬捕獲頭数 (単位：頭)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古島市	150	128	122	101	100
多良間村	0	0	0	0	0
合計	150	128	122	101	100

## (2) 動物愛護管理

令和6年度の動物に関する陳情・苦情は610件であった（表7）。近年、相談件数は減少傾向にあるが、「放飼犬取締依頼」及び「野犬捕獲依頼」の相談は一定数ある。また犬による家畜の咬傷被害も複数発生していることから、放浪犬の捕獲及び飼い主への適正飼養の普及啓発（放し飼いの禁止、不妊手術の実施等）は、今も管内における重要な課題となっている。

表7 動物に関する陳情・苦情等の内訳 (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放飼犬取締依頼	124	114	84	79	70
野犬捕獲依頼	102	76	121	76	87
行方不明の問合せ	125	99	72	55	65
居住環境の苦情	81	60	86	58	82
家畜・作物等の被害	21	6	16	17	15
引き取り依頼	104	70	88	94	70
負傷収容依頼	20	15	29	30	24
死亡収容依頼	28	28	60	41	15
飼い方・しつけ方・健康相談等	32	43	20	12	18
特定動物・動物取扱業等	43	77	41	12	11
その他	339	225	255	186	153
合計	1,019	813	872	660	610

※市村分含む

飼い主の事情により飼養できなくなった犬・猫等の引取りや負傷動物を含めた保護を行っている。令和6年度は、犬33頭、猫50頭の引取り・保護を行った（表8、9）。

引き取った動物は、ボランティア団体および個人に対して譲渡することがある。その際は、関係法規を遵守し、適正な飼養を行うよう指導したのちに譲渡を行っている。

毎年9月20日～9月26日は動物愛護週間と定められている。令和6年度は、適正飼養等に関するパネル展示及び街頭での啓発資料配布による普及啓発等を実施した。

管内で登録されている第一種動物取扱業は、令和6年度末現在、16施設17業種ある（表10）。また平成25年9月1日の動愛法改正、施行により、非営利で動物を取り扱う者で、飼養施設を持ち一定数以上の動物を飼養する場合は、第二種動物取扱業として届出が義務付けられることとなった。令和6年度末現在、管内における届出施設は7施設14業種となっている（表11）。

表8 犬・猫の引取り・保護頭数（所有者不明犬・猫を含む）（単位：頭）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
犬	引取り・保護	18	49	63	69	33	
	内訳	返還	2	1	2	0	3
		譲渡	26	49	55	66	31
		舎内死亡頭数	0	1	5	1	2
		移送	0	0	0	0	0
猫	引取り・保護	65	56	60	53	50	
	内訳	返還	0	2	0	0	0
		譲渡	54	50	49	37	31
		舎内死亡頭数	11	4	6	10	11
		移送	0	0	0	0	0

※「保護」には、生後90日以内の犬も含まれる。

※前年度持ち越しおよび翌期処理があるため、合計数は必ずしも一致しない。

表9 市村別 犬引取り頭数（飼い犬）（単位：頭）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古島市	4	23	7	25	3
多良間村	0	0	0	0	0
合計	4	23	7	25	3

表10 第一種動物取扱業の登録総数 令和6年度末現在

	総施設数	業種別内訳				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
登録数	16	1	11	0	0	5

※ 1施設で複数の業種を登録している場合があるので、総施設数と業種別内訳の合計とは一致しない。

表11 第二種動物取扱業の届出総数 令和6年度末現在

	総施設数	業種別内訳				
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示
届出数	7	4	6	1	0	3

※ 1施設で複数の業種を登録している場合があるので、総施設数と業種別内訳の合計とは一致しない。

## 4 生活衛生

### (1) 生活衛生関係営業

理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場、住宅宿泊事業等の生活衛生関係営業は、衛生水準の維持向上を図り利用者、消費者の利益を守るため、それぞれの法律により規制を受けており、営業に当たっては県知事への届出又は許可が必要である。平成30年6月15日に旅館業法が改正され、旅館営業とホテル営業が統合し、旅館・ホテル営業の形態に改められた。また、同時に住宅宿泊事業法も施行され年間180日以内に限り、旅館業法の許可を受けずに住宅宿泊事業を営むことができるようになった。

令和6年度末現在の理容所は90施設、美容所は199施設である。旅館業は869施設、住宅宿泊事業の届出件数は120件であった。旅館業及び住宅宿泊事業は増加傾向にあり、その他の生活衛生関係営業はほぼ横ばい状態にある。

表1 生活衛生関係営業施設数の推移

令和6年度末現在

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
理容	施設数	93	95	91	91	90	
	(従業理容師数)	(93)	(95)	(91)	(95)	(94)	
美容	施設数	180	192	189	196	199	
	(従業美容師数)	(212)	(229)	(189)	(244)	(250)	
公衆浴場	普通浴場(公営)	0	0	0	0	0	
	普通浴場(私営)	0	0	0	0	0	
	特殊浴場	第1号	0	0	0	0	0
		第2号	4	4	4	5	5
		第3号	0	0	0	0	0
		第4号	4	3	3	3	3
小計		8	7	7	8	8	
旅館	旅館・ホテル (収容人員)	247 (12,923)	267 (13,970)	314 (15,012)	361 (16,862)	404 (17,290)	
	簡易宿所 (収容人員)	493 (4,271)	469 (4,049)	464 (4,135)	462 (4,109)	465 (4,127)	
	下宿 (収容人員)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	小計		740 (17,194)	736 (18,019)	778 (19,147)	823 (20,971)	869 (21,417)
泊住宅 事業宿	住宅宿泊事業	59	93	116	115	120	
	小計		59	93	116	115	120
興行場	常設	3	3	3	3	3	
	臨時及び仮設	0	0	0	0	0	
	小計		3	3	3	3	3
ク リ ー ン グ 所	クリーニング所 (従業クリーニング師数)	11 (15)	11 (15)	11 (15)	11 (15)	13 (15)	
	取次所	15	15	15	17	19	
	小計		26	26	26	28	32
合計		1,109	1,152	1,210	1,264	1,321	

表2 市村別生活衛生関係営業施設数

令和6年度末現在

		宮古島市	多良間村	合計	令和6年度 新規許可施設	令和6年度 廃業施設	令和6年度 監視件数	
理容所		88	2	90	1	3	3	
美容所		197	2	199	5	2	15	
公 衆 浴 場	普通浴場（公営）	0	0	0	0	0	0	
	普通浴場（私営）	0	0	0	0	0	0	
	特殊 浴場	第1号	0	0	0	0	0	0
		第2号	5	0	5	0	0	0
		第3号	0	0	0	0	0	0
		第4号	3	0	3	0	0	0
小計	8	0	8	0	0	0		
旅 館	旅館・ホテル （収容人員）	398 (17,183)	6 (107)	404 (17,290)	51	8	51	
	簡易宿所 （収容人員）	449 (3,976)	16 (151)	465 (4,127)	1	0	1	
	下宿 （収容人員）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	
	小計	847 (21,159)	22 (258)	869 (21,417)	52	8	52	
住 宅 宿 泊 事 業	住宅宿泊事業	119	1	120	18	10	25	
	小計	119	1	120	18	10	25	
興 行 場	常設	3	0	3	0	0	0	
	仮設	0	0	0	0	0	0	
	小計	3	0	3	0	0	0	
ニ ン グ 所	クリーニング所	13	0	13	2	0	4	
	取次所	19	0	19	2	0	0	
	小計	32	0	32	4	0	4	
合計		1,294	27	1,321	80	23	99	

## (2) 建築物環境衛生

多数の者が使用又は利用する建築物で一定の用途、面積を有するものは、その維持管理上特に環境衛生の配慮が必要と考えられるため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として県知事に届け出ることになっている。

また、建築物の環境衛生に係わる事業を行うもので従事者が必要な資格を有し機械器具等一定の設備を備えるものは、8種類の業種について都道府県知事の登録を受けることができる。

表3-1 特定建築物

令和6年度末現在

用途	宮古島市	多良間村
興行場	1	0
百貨店	0	0
店舗	3	0
事務所	7	0
学校	0	0
共同住宅	0	0
旅館	21	0
その他	1	0
合計	33	0

表3-2 登録業

令和6年度末現在

	登録営業所数
建築物清掃業	10
建築物空気環境測定業	2
建築物空気調和用ダクト清掃業	0
建築物飲料水水質検査業	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	7
建築物排水管清掃業	0
建築物ねずみ昆虫等防除業	3
建築物環境衛生総合管理業	0
合計	22

### (3) ハブクラゲ等危害防止対策

管内海域には毒を持つハブクラゲが生息し、毎年6月～9月頃にハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害が多発している。これらの被害を未然に防止するため、被害情報の収集やビーチの安全対策の監視指導等を行い対策に努めている。また、ポスター、リーフレットの配布により普及啓発活動を行っている。

令和6年度は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害報告は43件であり（図1）、昨年度より14件増加した。（表4、5）

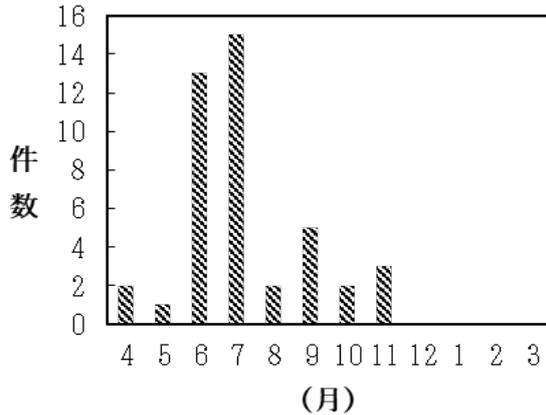


図1 令和6年度月別刺咬症被害報告件数

表4 発生現場別件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パイナガマビーチ	6	3	4	4	3
前浜ビーチ	3	4	0	1	2
トゥリバー	1	1	0	1	0
砂山ビーチ	1	1	1	0	0
その他	22	11	7	10	27
不明	4	3	2	13	11
合計	37	23	14	29	43

表5 加害生物別件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ハブクラゲ	2	2	2	1	4
クラゲ類	5	4	6	12	8
カツオノエボシ	12	10	1	2	12
オコゼ類	1	0	1	2	3
ミノカサゴ	0	0	0	0	1
オニヒトデ	0	0	0	0	0
その他	5	2	1	3	3
不明	12	5	3	9	12
合計	37	23	14	29	43

## 5 医事・薬事

### (1) 医療施設

病院・診療所等の医療提供施設が良質な医療の提供に資するため、医療法に基づく開設許可や監視業務を実施している。令和6年度末において、管内の医療施設は病院4施設692床、診療所42施設81床、歯科診療所24施設3床である。病院病床の内訳は、精神病床45床、結核病床3床、感染症病床3床、一般病床425床及び療養病床216床である。（表1、2、3）

表1 市村別 医療施設状況 令和6年度末現在（単位：件）

		宮古島市	多良間村	合計
病院	国立	1	0	1
	県立	1	0	1
	法人	2	0	2
	小計	4	0	4
診療所	国立	1(1)	0	1(1)
	県立	1	1	2
	市町村立	0	0	0
	共済組合	1	0	1
	法人	21(3)	0	21(3)
	個人	17(2)	0	17(2)
	小計	41(6)	1	42(6)
歯科診療所	市町村立	0	1	1
	法人	8(1)	0	8(1)
	個人	15	0	15
	小計	23(1)	1	24(1)
合計		68(7)	2	70(7)

※（）内は有床診療所数を再掲

表2 病院別病床数 令和6年度末現在（単位：床）

病院名	病床数					
	合計	一般	療養	精神	結核	感染
国立療養所 宮古南静園	100	100	0	0	0	0
沖縄県立宮古病院	277	226	0	45	3	3
宮古島徳洲会病院	99	99	0	0	0	0
宮古島リハビリ温泉病院	216	0	216	0	0	0
合計	692	425	216	45	3	3

表3 有床診療所病床数 令和6年度末現在（単位：床）

種別	病床数		
	合計	一般	療養
診療所（歯科診療所除く）	81	81	0
歯科診療所	3	3	0
合計	84	84	0

## (2) 施術所

柔道整復師法又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき施術所を開設する場合は、県知事への届出が必要である。令和6年度、管内の施術所は42施設である。市村別でみると、宮古島市41施設、多良間村1施設となっており宮古島市の6施設は両方の施術所を兼ねている。(表4)

表4 市村別 施術所数 令和6年度末現在(単位:件)

施術所の種別	宮古島市	多良間村	合計
柔道整復	11	0	11
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	30(7)	1(0)	31(7)
合計	41(7)	1(0)	42(7)

※( )は出張専門を別掲

## (3) 薬事関係業態施設

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局等の開設許可や薬事監視、無承認医薬品の指導取締りを実施している。業態の種類としては、薬局、店舗販売業、卸売販売業、配置販売業、特例販売業及び医薬品製造業(薬局)がある。(表5)

表5 市村別 薬事関係業態別施設数 令和6年度末現在(単位:件)

種別	宮古島市	多良間村	合計
薬局	17	0	17
店舗販売業	15	0	15
製造業(薬局)	3	0	3
卸売販売業	5	0	5
特例販売業※1	1	1	2
既存配置販売業※2	0	0	0
新配置販売業	2	0	2
合計	43	1	44

※1は、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」。)

附則第14条に規定する旧法第35条の許可を受けている者

※2は、改正薬事法附則第10条に規定する既存配置販売業者

## (4) 毒物劇物関係施設

毒物劇物による危害防止のため、毒物及び劇物取締法による毒物劇物販売業者の登録、監視業務を実施している。販売業の登録の種類としては、一般販売業、農業用品目販売業及び特定品目販売業の3種類がある。(表6)

表6 市村別 毒物劇物関係業態別施設数 令和6年度末現在(単位:件)

種別	宮古島市	多良間村	合計
製造業	1	0	1
一般販売業	11	0	11
農業用品目販売業	8	1	9
特定品目販売業	0	0	0
合計	20	1	21

(5) 薬物乱用防止啓発事業

平成6年度から薬物乱用防止指導員宮古保健所地区協議会を結成し、活動を行ってきた。平成17年度に県では、地域に根ざしたきめ細やかな薬物乱用防止の普及啓発事業をより効果的に展開するため、財団法人沖縄県薬物乱用追放協会と沖縄県薬物乱用防止指導員協議会の両団体を統合し、沖縄県薬物乱用防止協会として新たにスタートし、沖縄県薬物乱用防止協会宮古支部も立ち上げた。

令和6年度は、不正大麻・けし撲滅運動期間中の講習会、学校等での薬物乱用防止教室、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間中の県民向け街頭キャンペーンを実施した。

表7 薬物乱用防止啓発事業実績

令和6年度

事業名	対象者	事業概要			
		月日	場所	参加者数	内容
第1回理事会	理事	4月17日	宮古保健所 大会議室	宮古支部役員 4名	令和5年度決算・事業実績 令和6年度予算案・事業計画
総会	指導員	5月8日	宮古保健所 健康増進室	指導員9名	令和5年度決算・事業実績 令和6年度予算案・事業計画
不正大麻・けし 撲滅運動に係る 講習会	指導員	5月8日	宮古保健所 健康増進室	23名 (指導員、更生 保護女性会、保 護司会、教職 員、宮古保健所 職員)	厚生労働省九州厚生局 沖縄麻薬取締支所麻薬取締官 上田達生氏による講演
令和6年度「ダ メ。ゼッタイ。」 普及運動6・26 ヤング街頭 キャンペーン	県民	7月5日	サンエー 宮古島シティ	30名 (中学生、高校 生、薬物乱用防 止指導員等)	薬物乱用防止啓発資材の配布 及び街頭募金 募金額：20,063円
薬物乱用防止教室	学校	12月25日	沖縄県立 宮古高等学校	全校生徒 約710名	最近の薬物事犯について
薬と健康の週間 街頭キャンペーン	県民	10月19日	サンエー 宮古島シティ	宮古地区 薬剤師会4名 保健所職員2名	啓発資材の配布
麻薬・覚醒剤・ 大麻乱用防止運動 街頭キャンペーン	県民	11月23日	宮古の産業まつ り会場(宮古島 市役所)	指導員4名 保健所職員6名	啓発資材の配布
第2回理事会	理事	2月26日	宮古保健所 大会議室	宮古支部役員 4名	令和6年度決算案・事業実績 令和7年度予算案・事業計画

## 6 環境整備

### (1) 廃棄物処理

#### ア 一般廃棄物処理

市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないことが廃棄物処理法により定められている。管内の令和6年度末時点における一般廃棄物処理施設の整備状況は、し尿処理施設が3施設（表1）、ごみ焼却施設が2施設（表2）、廃棄物再生利用施設が3施設（表3）、最終処分場が3施設（表4）整備されている。

また、宮古島市では平成24年度から新焼却炉及びリサイクルセンターの整備事業が開始され、新焼却炉は平成28年度より、リサイクルセンターは平成30年度より供用開始となっている。

表1 し尿処理施設状況

令和6年度末現在

実施主体	設置場所	規模 (1日あたり)	処理方式	竣工年月	処理実績 (令和6年度)
宮古島市	宮古島市平良字荷川取	55.5kl	希釈後 下水道投入	平成24.1	15,353kl
宮古島市	宮古島市平良字荷川取	70kl	前処理・前脱水 後下水道投入	令和7.3	0kl
多良間村	多良間村	3kl	二段活 (低希釈)	昭和58.3	未回答

表2 ごみ焼却処理施設状況

令和6年度末現在

自治体名	施設名	規模 (t/日)	処理方式	竣工年月	ダイオキシン類対策 (単位：ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	
					R6年度 測定結果	基準値
宮古島市	宮古島市 クリーンセンター	63	ストーカ式	平成28.4	1号：0.000011 2号：0.000048	5
多良間村	クリーンセンター たらま	3	機械化バッチ	平成12.5	0.84	5

表3 廃棄物再利用施設状況

令和6年度末現在

自治体名	施設の種類	施設規模	着工年月	竣工年月
宮古島市	リサイクルセンター	11t/5h	平成29.6	平成30.12
多良間村	リサイクルセンター	1t/日	平成12.9	平成14.3
	ストックヤード	234m <sup>2</sup>	平成13.8	平成14.3

表4 一般廃棄物最終処分場施設状況 令和6年度末現在

自治体名	設置場所	規模		埋立開始年月
		面積 (㎡)	容量 (m³)	
宮古島市	宮古島市 平良字狩俣	10,600	81,000	平成 6.6
	宮古島市 下地字川満	7,000	52,000	平成 9.3
多良間村	多良間村 字仲筋	2,800	10,000	平成 14.7

イ 産業廃棄物処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが廃棄物処理法により定められている。また、自ら処理できない場合は、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託処理をすることができる。

管内における令和6年度末現在の許可業者数は産業廃棄物収集運搬業が70業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業が8業者、産業廃棄物処分業が12業者（1者は中間処理と最終処分を兼ねる）、特別管理産業廃棄物処分業が1業者となっている（表5）。

表5 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業者数 令和6年度末現在

	収集運搬業	処分業	
		中間処理	最終処分
産業廃棄物	70	12	1
特別管理産業廃棄物	8	1	
合計	78	13	1

ウ 不法処理防止対策

宮古島市、宮古島警察署など関係機関で構成する「管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を開催し、廃棄物の不適正な処理に係る情報の共有化を図っている。また、管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議会員その他、沖縄県産業資源循環協会会員である産業廃棄物処理業者も含め、毎年、ごみ不法投棄等県下一斉パトロールを実施している。

平成19年度から警察OBを廃棄物監視指導員として配置し、産業廃棄物処理業者に対する指導の補助や不法投棄監視パトロールの強化を図っている（表6）。

排出事業者や処理業者への普及啓発の一環としては、適正処理に関する研修会や講習会の開催、立て看板の設置、建設リサイクル法に基づく排出事業場への立入調査等により不法投棄防止を呼びかけている

不法投棄実態調査の結果、管内では産業廃棄物516.3トン、一般廃棄物1.5トン、合計518トンの不法投棄が確認されている（図1）。

表 6 産業廃棄物処理業者等への立入検査・監視件数 令和 6 年度末現在

排出事業者（件）		処理業者（件）	
立入検査	監視等	立入検査	監視等
58	253	40	18

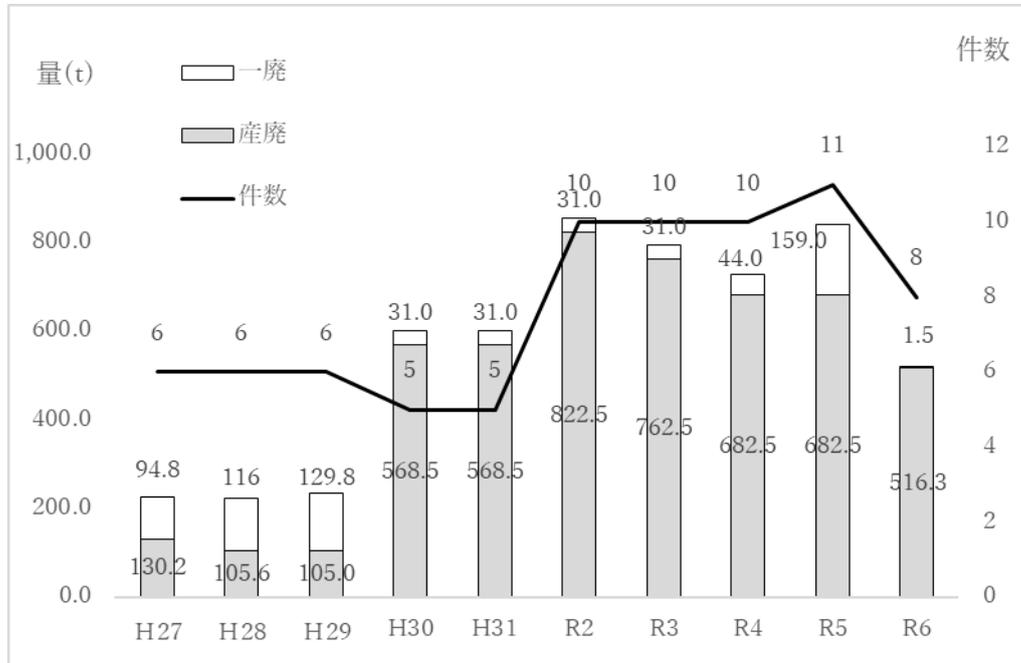


図 1 管内不法投棄状況の推移

## (2) 使用済自動車の処理及び自動車リサイクル法の施行

使用済自動車は有用金属・部品を含み、資源として価値が高い物であったため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じ、リサイクル・処理が行われてきた。

しかし近年では、最終処分場の逼迫による「シュレッダーダスト」（車の解体、破砕後に残るゴミ）の処理料金の高騰や、鉄スクラップ価格の不安定な変動によって、従来のリサイクル・処理システムがうまく機能しなくなってきた。使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引き渡す状況）の現象が生まれ、不法投棄や不適正処理が生じ、大きな社会問題となった。

また、カーエアコンの冷媒に利用され地球温暖化の原因となる「フロン類」、爆発性がある処理の難しい「エアバッグ類」についても適正に処理される必要性が指摘されていたことから、「シュレッダーダスト」、「フロン類」、「エアバッグ類」を適正に処理し、使用済自動車のリサイクルを促進するため、『使用済自動車等の再資源化に関する法律』（自動車リサイクル法）が平成14年7月に成立し、平成16年7月1日から一部が施行され、平成17年1月1日に本格施行となった。

使用済自動車に係る処理料金は、自動車ユーザーが負担することとしており、自動車購入時（または廃車時）に支払う必要がある。

使用済自動車は、自動車リサイクル法で定める引取業者による引き取り後、フロン類回収業者によりフロン類が回収され、解体業者及び破砕業者等に引き渡されて処理される。

「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」、「破砕業」を業として行う者は県知事の登録または許可が必要となっている。管内では令和6年度末の時点で、引取業で11業者、フロン類回収業で9業者が登録を受けており、解体業では8業者、破砕業では5業者が許可を受けている（表7）。

表7 自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者件数 令和6年度末現在

	引取業	回収業	解体業	破砕業
宮古島市	11	9	8	5
多良間村	0	0	0	0
合 計	11	9	8	5

### (3) 浄化槽

#### ア 浄化槽設置状況

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽があるが、現在は合併処理浄化槽の設置しか認められていない。令和6年度の新規設置届出数は217基、また令和6年度末の時点で管内に設置されている浄化槽の基数は6,571基で、そのうち2,211基が単独処理浄化槽、4,360基が合併処理浄化槽となっている。

表8 令和6年度における浄化槽設置届出状況（新規設置数） 令和6年度末現在

	人槽	宮古島市	多良間村	合計
合併処理浄化槽	5～10	170	0	170
	11～20	7	0	7
	21～50	27	0	27
	51～100	7	0	7
	101～500	6	0	6
	501～	0	0	0
合計		217	0	217

表9 管内における浄化槽設置基数の推移

	人槽	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単独処理浄化槽	5～	2,302	2,264	2,314	2,235	2,211
合併処理浄化槽	5～10	2,307	2,453	2,620	2,764	2,932
	11～20	351	361	385	397	402
	21～50	517	535	555	567	596
	51～100	207	206	215	215	222
	101～500	168	166	183	178	180
	501～	30	26	32	28	28
	小計	3,580	3,747	3,990	4,149	4,360
合計		5,882	6,011	6,304	6,384	6,571

#### イ 浄化槽保守点検業の登録状況

浄化槽の管理者は、浄化槽の働きを正常に維持するために、保守点検と清掃を定期的に行うことが必要不可欠である。管理者自らが保守点検を行うことができない場合、県知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者に委託することができる。管内では、令和6年度末現在において13業者が登録を受けている。

#### ウ 浄化槽設置者講習会

沖縄県では、浄化槽の適正な維持管理、法定検査の受検促進を目的として、各保健所主催で毎月浄化槽設置者講習会を開催している。「沖縄県浄化槽取扱要綱」の改正により、平成21年度から浄化槽設置届出等には講習会受講済証の添付が必要となっている。

表10 管内における浄化槽設置者講習会受講者数及び受講済証発行枚数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者数	71	17	109	105	146
受講済証発行数	70	12	109	102	138

## 7 環境保全

### (1) 公共用水域水質測定結果

公共用水域の水質調査として、平良港内1地点と与那覇湾内の3地点の採水検査を定期的に行っている。平良港は環境基準のA類型に指定されており、第三埠頭北端から北へ300mの地点(62-ハ)が環境基準点となっている。

令和6年度の測定結果では、有機物による水質汚濁の指標であるCOD値について、環境基準の達成状況を評価する指標のCOD75%値が環境基準点で基準値を下回る結果となった。

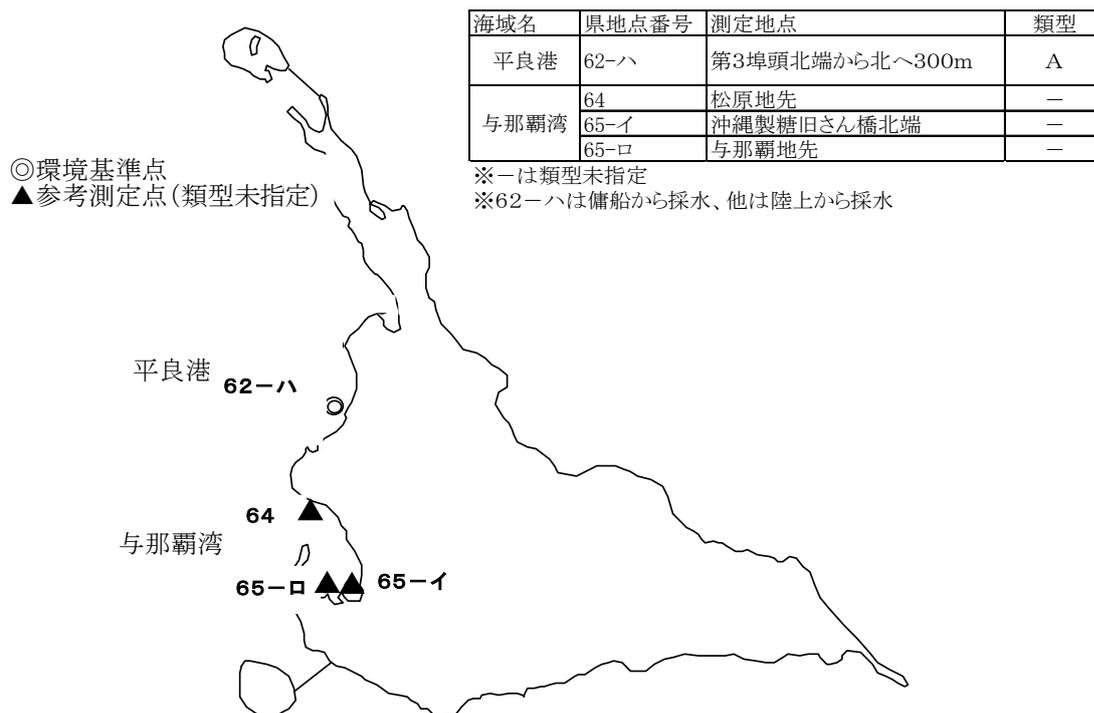


図1 公共用水域水質測定地点図

表1 公共用水域水質測定結果

令和6年度

水域名		平良港	与那覇湾		
類型		A	—	—	—
地点名		第3埠頭北端から北へ300m	松原地先	沖縄製糖旧栈橋北端	与那覇地先
測定地		62-ハ	64	65-イ	65-ロ
pH	平均	7.9	7.9	7.8	7.9
	m/n	0/6	—	—	—
DO	平均	6.8	7.7	7.8	6.8
	m/n	5/6	—	—	—
COD	75%値	1.9	2.3	3.2	3.9
	m/n	1/6	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質	平均	ND	ND	ND	ND
	m/n	0/6	—	—	—
大腸菌群数	平均	29	183	216	61
	m/n	0/6	—	—	—

(備考) m:環境基準超過検体数 n:総検体数 ND:未検出

表2 水質汚濁に係る環境基準について（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	環境基準値				
		pH	COD	DO	n-ヘキサン抽出物	大腸菌群数
A	水産1級	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	検出されないこと	300 CFU/100ml 以下

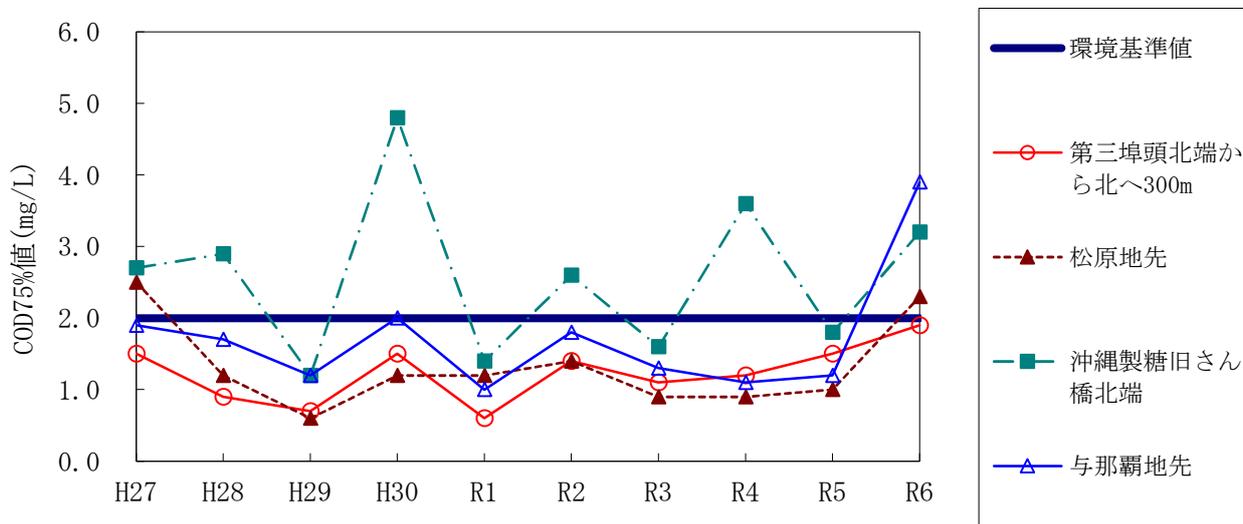


図2 COD75%値の経年変化

(2) 特定事業場排水調査

令和6年度において、水質汚濁防止法の特定施設となっている事業場のうち15事業場についての排水調査を実施したところ、排水基準値を超過した施設が2施設あった。

表3 特定事業場の排水調査結果

	特定事業場数	調査施設数	排水基準超過施設数	不適合検査項目					
				pH	COD	BOD	SS	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
令和2年度	222	5	2	1	0	0	0	1	0
令和3年度	236	12	5	2	1	0	1	5	0
令和4年度	249	13	2	0	0	0	2	1	0
令和5年度	254	5	1	0	0	0	1	0	0
令和6年度	270	15	2	2	0	0	0	0	0

表4 排水基準

水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
海域以外に排出 5.8~8.6	日間平均： 120mg/L以下	日間平均： 120mg/L以下	日間平均： 150mg/L以下	日間平均： 3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	鉱油類： 5mg/L以下
海域に排出 5.0~9.0	日最大： 160mg/L以下	日最大： 160mg/L以下	日最大： 200mg/L以下		動植物油脂類： 30mg/L以下

### (3) 水浴場調査

水浴場の水質等の現状を把握し、県民により良好な水浴場の情報を提供することを目的として、県内の年間のべ利用者数がおおむね1万人以上の水浴場を対象に遊泳期間前（4月中旬～5月下旬）及び遊泳期間中（7月中旬～8月中旬）に水質調査を行っている。

管内の2カ所（前浜ビーチ、吉野海岸）の水質は、期間中「適」の判定である水質Aランク以上に相当する値であった。

表5 水浴場水質測定結果

令和6年度

	水浴場名	評価項目（平均値）				水質判定
		ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜の有無	
開設前	前浜ビーチ	2	0.8	>1	なし	A
	吉野海岸	<2	1.3	>1	なし	AA
開設中	前浜ビーチ	<2	1	>1	なし	AA
	吉野海岸	<2	1.2	>1	なし	AA

### (4) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、物の焼却に伴って生成される有害な有機塩素化合物である。平成12年1月15日に、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、政令で定められた施設は、規制基準の遵守や設置届・ダイオキシン類測定結果等の届出等が義務付けられている。令和6年度末現在、管内には特定施設に該当する廃棄物焼却炉を設置する事業所が4施設ある。

なお、令和6年度にあった測定結果報告書において排出基準を超過する施設はなかった。

### (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化について

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図るため、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊等が進められてきた。フロン回収破壊法は、平成25年にこれまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄まで包括的な対策が取られるよう、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改正された。

フロン類の適正処理を確保するため、業務用冷凍空調機器などの特定製品にフロン類を充填・回収行為等を行おうとする業者は都道府県知事の登録を受けることが必要となっている。管内においては、令和6年度末現在、第一種特定製品からフロン類を充填・回収する業者として、18業者が登録されている。

(6) 大気汚染防止法等について

事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲に広がる公害のうち大気汚染については、大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例により規制を行っている。

上記法令及び条例に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、水銀発生施設等を設置する場合、又は特定粉じん排出等作業を実施しようとする場合は、事前に届出が必要である。

表 6 大気汚染防止法等関係届出状況（令和 6 年度）

法令又は条例の区分	届出内容		届出件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届出	1
		廃止届出	0
	一般粉じん発生施設	設置届出	3
		廃止届出	0
	水銀発生施設	設置届出	0
		廃止届出	0
	特定粉じん排出等作業		3
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届出	0
		廃止届出	0
	一般粉じん発生施設	設置届出	3
		廃止届出	0

(7) 赤土等流出防止条例関係業務

平成 7 年 10 月 15 日に施行された沖縄県赤土等流出防止条例では、1,000m<sup>2</sup>以上の事業行為をする者は県知事に事前の届出又は通知が義務付けられている。また、平成 14 年度からは 10,000m<sup>2</sup>未満の事業行為については保健所が、10,000m<sup>2</sup>以上の事業行為については県環境保全課がそれぞれ赤土等流出防止対策等の審査を行っている。

宮古地区の特徴としては、その土壌のほとんどが雨水の浸透能が高い暗赤色の島尻マーヅである。令和 6 年度は 82 件の事業行為届出・通知があり（表 7）、このうち監視現場数が 45 件、のべ監視回数は 49 件、流出防止対策等の不備による注意指導を行った事業現場が 20 件、文書指導を行った事業現場が 3 件あった（表 8）。

表 7 赤土等流出防止条例関係届出・通知件数（過去 5 年間実績）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出	民間事業	36	30	31	47	34
通知	国 等	10	13	9	9	8
	県 等	71	57	46	48	30
	市町村等	15	13	12	9	10
合計		132	113	98	113	82

表 8 赤土等流出防止条例関係監視件数（令和 6 年度）

	監視現場数	のべ監視回数	注意指導	文書指導
民間事業	28	32	11	3
国等	2	2	2	0
県等	8	8	5	0
市町村等	5	5	2	0
その他の流出源	2	2	0	0
合計	45	49	20	3

(8) 土壌汚染対策法について

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的として平成 15 年 2 月より施行されているが、平成 22 年 4 月 1 日より土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更時の届出や汚染土壌処理業の許可制度といった新たな制度が導入された。

汚染された土壌が土地の形質変更により拡散することを防ぐため、土壌の掘削範囲と盛土範囲をあわせて 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更にあたっては 30 日前までに県への届出が義務づけられた。届出された土地が特定物質による汚染のおそれがあると認められる場合、土壌の調査命令を発令し、その結果汚染が確認された場合には、規制対象区域に指定される。

令和 6 年度末現在、30 件の届出があったが、調査命令の発令はない。

表 9 土壌汚染対策法関係届出件数推移（過去 5 年間実績）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
54	46	39	39	30

(9) 公害苦情

管内で令和 6 年度に寄せられた公害苦情件数は 35 件であり、その内、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情が 5 件、典型 7 公害以外に関する苦情が 30 件となっている。（表 10）

表 10 公害苦情の処理状況

令和 6 年度

発生源		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業	個人	不明	その他	合計	
典型7公害	大気汚染					1																			1
	うち、野外焼却					0																			0
	水質汚濁					2																			2
	土壌汚染																								0
	騒音																								0
	震動																								0
	地盤沈下																								0
	悪臭													1								1			2
小計	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	
典型7公害他	不法投棄					7	1							2								6		2	18
	その他	2				1	4							1								3		1	12
	小計	2	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	0	3	30	
合計	2	0	0	0	11	5	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	10	0	3	35		